

議案第62号

大田原市表彰条例の一部を改正する条例の制定について  
大田原市表彰条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成27年9月7日提出

大田原市長 津久井 富雄

大田原市表彰条例の一部を改正する条例

大田原市表彰条例（昭和35年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第6号ただし書中「ただし、」の次に「大田原市ふるさと納税寄附金要綱（平成20年告示第72号）に基づく寄附及び」を加える。

附 則

この条例は、平成27年10月1日から施行する。